

白浜町宿泊税

特別徴収事務の手引き

令和8年7月

白浜町

目次

第1章 宿泊税について	1
1 宿泊税の目的と用途.....	1
2 宿泊税の徴収方法.....	2
(1) 特別徴収制度.....	2
(2) 特別徴収義務者.....	2
第2章 宿泊税の仕組み	3
1 課税客体・納税義務者.....	3
(1) 宿泊施設.....	3
(2) 宿泊.....	3
(3) 宿泊者.....	4
2 宿泊料金.....	5
3 税率.....	8
4 課税免除.....	8
(1) 年齢12歳未満の者.....	8
(2) 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者.....	8
(3) 災害などにより避難が必要な者.....	8
第3章 特別徴収義務者の登録等	9
1 特別徴収義務者の登録.....	9
2 特別徴収義務者の登録事項の変更.....	10
3 営業の休止・再開・廃止.....	11
4 申請書等の提出方法.....	12
第4章 宿泊税の申告納入	13
1 申告納入.....	13
(1) 申告納入期限.....	13
(2) 申告納入期限の特例.....	13
(3) 宿泊税納入申告書.....	15
(4) 宿泊税納入書.....	16
2 納入義務の免除・還付.....	17
(1) 納入義務の免除.....	17
(2) 還付.....	17
3 更生の請求.....	17
(1) 更生の請求とは.....	17
(2) 請求の手続き.....	17

第5章 適正な申告納入のために	18
1 納税管理人	18
(1) 納税管理人の申告.....	18
(2) 納税管理人の変更等.....	18
2 帳簿等の記載・保存.....	18
(1) 帳簿とは.....	19
(2) 書類とは.....	19
3 調査.....	19
4 更生・決定.....	19
5 加算金.....	19
(1) 過少申告加算金.....	19
(2) 不申告加算金.....	19
(3) 重加算金.....	20
6 延滞金.....	20
7 不服申立て.....	21
(1) 審査請求の対象となる処分.....	21
(2) 手続き.....	21
第6章 その他	22
1 領収書等への表示.....	22
2 電子申告.....	23
3 特別徴収交付金.....	23
(1) 目的.....	23
(2) 交付対象者.....	23
(3) 交付金の額.....	23
(4) 交付の申請.....	24
(5) 交付金の交付.....	24
4 申告書等の記入方法.....	25
(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書.....	25
(2) 実質的経営者である旨の申立書(参考様式).....	27
(3) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書.....	29
(4) 宿泊施設営業(休止・再開・廃止)届出書.....	31
(5) 宿泊税納入申告書.....	33
(6) 宿泊税納入書.....	35
(7) 宿泊税月計表.....	36
(8) 宿泊税納入期限等特例承認申請書.....	38
(9) 修学旅行等であることの証明書.....	41
5 申請書等の提出先・お問い合わせ先.....	42

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

宿泊税は、全国有数の国際観光地「白浜」をめざし、旅行者の満足度や利便性、快適性を高めるなど、住民生活と調和した持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、白浜町が独自に課税する地方税(法定外目的税)です。

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

事業区分	事業例
○観光資源の魅力向上	観光資源魅力向上事業、環境保全等事業
○情報発信の充実	国内外プロモーション強化事業
○旅行者の受入環境の充実	観光施設整備事業、まちなかにぎわい創出事業、二次交通体制整備強化事業
○誘客促進	観光イベント等充実事業、誘客促進事業、MICE等誘致強化事業
○まちなみ景観整備	温泉街周辺まちなみ整備事業
○その他観光振興を図る施策	観光データの収集や分析活用、持続可能な観光地域づくり、有事への備え等

※具体的な使途については、毎年度町ホームページ等で公表します。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、白浜町内に所在する、旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む住宅(以下「宿泊施設」といいます。)の宿泊者ですが、白浜町が直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、白浜町へ申告と納入をしていただきます。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。一般的には、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方(以下「宿泊事業者」といいます。)が該当します。

ただし、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を白浜町が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、担当窓口までご相談ください。

〈宿泊税特別徴収事務のイメージ〉



特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要がありますので、詳しくは下記のページを参照してください。

- ◆特別徴収義務者の登録・変更等 …………… 10ページ
- ◆宿泊税の申告納入 …………… 13ページ
- ◆帳簿等の記載・保存 …………… 18ページ

第2章 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は、宿泊施設への宿泊です。

宿泊税は、令和9年3月1日(白浜町宿泊税条例の施行予定日)以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者(納税義務者)に課税されます。

※ 連泊の場合は令和9年3月1日宿泊分から宿泊税が課税されます。

※ 令和9年3月1日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

(1) 宿泊施設

宿泊施設とは、旅館業法第2条第1項に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設、及び住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅です。

(2) 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として、以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

【課税対象となる宿泊の判断基準】

- ① その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
※ 本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は、課税対象となります。

《旅館業法の許可が必要とされる宿泊とは、以下の4項目をすべて満たすものです》

- ・宿泊料を徴収している(名称は問わない)
- ・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・反復継続性がある(宿泊募集を継続的に行っている場合など)
- ・生活の本拠ではない(使用期間が1か月未満の場合、使用期間が1か月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

【課税対象となる宿泊の判断例】

(例1) 午前0時を超えてからチェックインした場合

(宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合)

⇒その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝となったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは課税対象となりません。

(例2) 客室を日帰りで利用する場合

⇒日をまたぐ利用ではないため、課税対象となりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

(例3) 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒日をまたぐ6時間以上の利用(連続した延長利用を含みます。)があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

(例4) 実際の宿泊を伴わない利用行為(ホールドルーム、キーブルームなど)の場合

⇒ホールドルーム、キーブルーム等の宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合、又は日をまたぐ6時間以上の利用により宿泊行為があったとみなされる場合には課税対象となります。

(例5) 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合

⇒幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合でも年齢12歳未満には課税されません。

(例6) ウィークリーマンション等の場合

⇒ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は課税対象となりません。

(例7) キャンセルした場合

⇒「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。

※キャンセル料が発生した場合、キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料を宿泊料金とみなし、課税対象となります。

(3) 宿泊者

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が納税義務者となります。

2 宿泊料金

宿泊料金とは、食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ金額をいいます。

【宿泊料金に含まれるものの例】

○宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの

- ・清掃代
- ・寝具使用料
- ・入浴代
- ・寝衣代
- ・サービス料、奉仕料
- ・宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額等

【宿泊料金に含まれないものの例】

○次のものについては、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊料金から除きます。

- ・食事代
- ・遊興費
- ・会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・自動車代、たばこ代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

【宿泊料金の判定における事例】

(例1) 食事付きその他各種宿泊プランにおける宿泊料金

⇒宿泊料金に食事代が含まれている場合は、食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

ただし、朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとし、その料金全額を宿泊料金とします。

⇒エステや宴会、外部施設利用等のプラン付き宿泊については、宿泊以外のサービスに係る対価を除外した金額を宿泊料金とします。

(例2) 企画旅行・手配旅行における宿泊料金

⇒企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額を宿泊料金とします。

⇒手配旅行については、旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額を宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料を宿泊料金から除いている場合は、これを除外する前の金額とします。

(例3) 1人当たりの料金が不明な場合の宿泊料金

⇒1室(1棟)を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者数で除した金額を1人当たりの宿泊料金とします。

この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。

※留意点

・幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代など、特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額についてはその金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、当該宿泊者の年齢が12歳未満の場合は計算から除外します。

・エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、その追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、追加料金を宿泊料金の総額に加算します。

(例4) 割引・優待等があった場合や、ポイントでの支払があった場合における宿泊料金

⇒宿泊施設の経営者自らのサービスで割引が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とします。

⇒宿泊施設の経営者自らのサービス以外(宿泊予約サイトのポイントやクーポン、懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金とします。

(例5) 補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合における宿泊料金

⇒補助金・助成金等宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者から支払がある場合で、それが宿泊の対価としての性質を有し、かつ、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合には、宿泊者の支払うべき額と当該補助金等の額を合算した金額を宿泊料金とします。

⇒補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、これを宿泊料金に含みません。

(例6) 連泊割引における宿泊料金

⇒連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

⇒連泊期間を一括して割引を行っている場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除した金額を宿泊料金とします。

(例7) 延長等があった場合における宿泊料金

⇒宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合においては、当該延長料金を宿泊料金に含みません。宿泊料金として徴収している場合には、当該延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

(例8) ウィークリーマンション等における宿泊料金

⇒ウィークリーマンション等における週単位等の利用契約の場合の宿泊料金は、契約期間における宿泊料金を契約期間の日数で除した金額を1室1泊あたりの宿泊料金とします。

※賃貸借契約による利用の場合は課税対象になりません。

(例9) 税込み宿泊料金

⇒消費税、地方税消費、入湯税等の税が宿泊料金に含まれている場合は、これらの税相当分を控除した金額を宿泊料金とします。

(例10) 外貨建て取引による宿泊料金

⇒宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。(具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」(法人税基本通達)に準じて算定してください。)

(例11) 清掃料金を宿泊料金とは別に徴収している場合

⇒宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

(例12) 低廉な実費負担として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合

⇒低廉な実費負担分として宿泊者がシーツ代等の立替金のみを支払う場合は、宿泊料金には含まれないため、宿泊税はかかりません。ただし、その立替金に類する金額以外の宿泊料金が無料の場合に限ります。

3 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりです。

宿泊料金(税抜き)	税率
10,000円未満	200円
10,000円以上20,000円未満	300円
20,000円以上50,000円未満	500円
50,000円以上	1,000円

※宿泊料金がかからない宿泊の場合、宿泊税は課税されません。

4 課税免除

(1) 年齢12歳未満の者

(2) 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者

課税免除対象者は、学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)(※1)における修学旅行その他教育上の見地から行われる行事(※2)に参加している者(当該学校が学校又は学年単位で実施する行事に参加する児童、生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの引率(※3))は、宿泊税を課さないこととします。

(※1) 具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校(専修学校、各種学校等)や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税免除の対象とはなりません。

(※2) 学校・学年・施設全体として実施される行事(修学旅行、学習合宿、林間学校、社会科見学など)が対象です。部活動やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊行為については、課税免除の対象とはなりません。

(※3) 引率者とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

※ 宿泊税を免除するためには、学校長や園長から「**修学旅行等であることの証明書**」(記入例42ページ)の提出を受ける必要があります。

※ 「修学旅行等であることの証明書」については、町に提出する必要はありませんが、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿と共に保存してください。

(3) 地震等の災害が発生した場合において、宿泊施設を利用する被災者

(4) 公益上その他の事由により規則で定めるもの

第3章 特別徴収義務者の登録等

宿泊施設の経営者の方（特別徴収義務者となる方）は、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等の際、次の手続きが必要となります。原則、宿泊施設ごとに申告してください。

※ 令和9年3月1日時点（白浜町宿泊税条例施行時）で既に宿泊事業を営んでいる方についても、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。

※ 各手続きの書類は、白浜町税務課の窓口に出してください。（郵送による提出も可能です。）

※ 各手続きは、原則、宿泊施設ごと（許可、届出の施設ごと）に行ってください。ただし、以下のすべてに該当する施設については、まとめて提出できる場合がありますので、白浜町税務課までご相談ください。

ア 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する場合

イ 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない場合

1 特別徴収義務者の登録

新たに宿泊施設の営業を開始するため、旅館業法の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業法の届出をした場合は、営業を開始しようとする日の前日までに、特別徴収義務者として登録の申告を行ってください。

※ 令和8年7月現在、既に宿泊事業を営んでいる方は、令和8年11月30日までに「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出をお願いします。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者申告書（記入例25ページ） ※申告者が個人の場合は、マイナンバーカード（写）又は本人であることが確認できる書類（写）の添付が必要です。
②	旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
③	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等） （ホームページ掲載のキャンセルポリシー等で代用可）
④	宿泊料金が確認できる書類 （施設のパンフレットやホームページ画面のプリントアウト等で代用可）

◆ 委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）を特別徴収義務者に指定する場合は、上記①～④の書類に加えて以下の⑤、⑥の書類を添付してください。

⑤	実質的経営者である旨の申立書（記入例27ページ）
⑥	許可権者等と実質的経営者との間で締結した契約書（写） （又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面（写）等）

2 特別徴収義務者の登録事項の変更

「宿泊税特別徴収義務者申告書」の申告事項(代表者、施設名称等)に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者異動申告書 (記入例29ページ)
②	〔特別徴収義務者に係る変更(代表者、所在地又は住所の変更等)の場合] 法人の場合…履歴事項全部証明書(写) 個人の場合…住民票(写)
	〔施設に係る変更の場合] 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書(写)又は変更の事実を確認できる書類等
	〔その他の変更] 変更の内容が確認できる書類

- ◆ 次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の届出ではなく、従前の特別徴収義務者による「宿泊施設営業(休止・再開・廃止)届出書」及び新たな特別徴収義務者による「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。

- ア 営業譲渡、相続又は贈与
- イ 既登録時の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ウ 会社分割による別法人への業務の承継
- エ 個人事業者から法人への変更
- オ 法人の解散による個人事業者への変更
- カ その他上記に類する事項

3 営業の休止・再開・廃止

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に休止の届出を行ってください。

休止期間を定めずに営業を休止する場合には、営業を再開しようとするときに再開の届出を行ってください。(営業休止の届出の際に休止期間を記入していただいた場合は、営業再開の届出は不要です。休止期間を延長する場合は届出が必要です。)なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

宿泊施設の営業を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に届出を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、申告納入を行う必要があります。

【提出書類】

①	宿泊施設営業(休止・再開・廃止)届出書 (記入例31ページ)
②	〔営業を休止する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止(停止)届(写)又は休止を確認できる書類(「休止のお知らせ」等)
	〔営業を再開する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による変更届出書(写)又は再開を確認できる書類(「再開のお知らせ」等)
	〔営業を廃止する場合〕 旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止(停止)届(写)

4 申請書等の提出方法

特別徴収義務者の登録・変更等に係る申請・届出は、白浜町税務課に提出してください。

(提出方法:窓口・郵送・電子申告(eLTAX))

※宿泊税に係る電子申告(eLTAX)は、令和9年3月1日以降に利用可能となる予定です。

【登録・変更等に係る申請等】

申請書等	要件	期日	添付書類
宿泊税特別徴収義務者申告書	新たに宿泊施設の営業を始める場合	営業開始の前日まで	・申告者が個人の場合は、マイナンバーカード(写)又は本人であることが確認できる書類(写) ・旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面(写) ・宿泊に係る契約書面(宿泊約款等) ・宿泊料金が確認できる書類(P.9参照)
	実質的経営者を指定した場合	指定を受けた日から10日以内	
宿泊税特別徴収義務者異動申告書	特別徴収義務者申告書の申告事項に変更があった場合	変更があったとき	変更事業を証明するもの(P.10参照)
宿泊施設営業(休止・再開・廃止)届出書	営業を1か月以上休止しようとする場合	休止しようとするとき	休止を確認できる書類(P.11参照)
	営業を再開しようとする場合	再開しようとするとき	再開を確認できる書類(P.11参照)
	営業を廃止した場合	廃止した日から10日以内	旅館業廃止(停止)届等(P11参照)

第4章 宿泊税の申告納入

1 申告納入

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」(記入例33ページ)に「宿泊税月計表」(記入例36ページ)を添付のうえ、白浜町税務課へ提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」(記入例35ページ)により最寄りの金融機関等で納入してください。なお、納入期限後に申告及び納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が加算される場合があります。

※ 月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※ 12月の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日)です。

(2) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」(記入例38ページ)で申請を行い、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

※経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までの徴収すべき宿泊税について、その日の翌月末までに申告納入してください。

『適用開始月の注意点』

・特例承認後、「宿泊税納入期限等特例承認通知書」を送付します。承認通知以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

(例) 承認通知書の特例適用開始月欄に「令和9年6月」とあった場合

7月末申告(6月宿泊分)	}	(特例)9月末日までに3か月分を申告納入
8月末申告(7月宿泊分)		
9月末申告(8月宿泊分)		

ア 適用要件

- ① 申請書の提出前12か月間(以下「要件適用期間」という。)の宿泊税の納入すべき金額の合計額が120万円以下であること。
- ② 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ③ 要件適用期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 要件適用期間において、町税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。
- ⑥ 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

『条例施行前から経営する宿泊施設に対する経過措置』

条例施行前から経営する宿泊施設については、条例施行後1年間(令和10年2月28日まで)は、適用要件①、③、④、⑤を次のとおり、読み替えてください。

- ① 申請書の提出前3か月の宿泊税の納入すべき金額の合計額が30万円以下であること。
⇒ 従って、令和9年度では、3～5月宿泊分の申告納入の実績に基づき特例の要件を確認し、特例申告が認められた場合は、6～8月宿泊分の申告納入期限が9月末日までとなります。(3～5月宿泊分については、特例の適用はできません。)
- ③ 条例の施行の日から申請月の前月の末日までの間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- ④ 申請月の前12か月において、町税の徴収金を滞納していないこと。
- ⑤ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。

イ 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税納入期限等特例承認申請書」(記入例38ページ)を白浜町税務課へ提出し、申請してください。

- ※ 申請書の審査には、2週間程度を要します。
- ※ 申請は、宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となりますので、毎年申請する必要はありません。

ウ 適用の承認

申請いただいたものうち、適用することが可能な方に対して、適用の決定を行い、承認通知書を送付します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。

「宿泊税納入期限等特例承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますので御注意ください。

エ 適用の取消し

① 申告納入期限までに申告納入がないなど、年度の途中で特例適用の要件を満たさなくなったと認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末日までに「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知します。

② 特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税納入期限等特例承認取消申請書」を提出し、申請してください。

なお、特例が取り消された場合は、「宿泊税納入期限等特例承認取消通知書」により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。

(3) 宿泊税納入申告書

申告期限までに「宿泊税納入申告書」(記入例33ページ)に、宿泊のあった月における宿泊税に係る税率ごとの宿泊数、宿泊税額、課税免除及びその他必要な事項を記入し、提出してください。

また、「宿泊税納入申告書」には宿泊税の内訳を宿泊年月日ごとに記載した「宿泊税月計表」(記入例36ページ)を添付してください。「宿泊税月計表」は記載事項が同様なものであれば、任意の様式でも可能です。

※ 「宿泊税納入申告書」は、毎年2月に1年分をまとめてお送りします。

ア 提出方法

以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・白浜町税務課又は各支所の窓口を持参する。
- ・白浜町税務課に郵送する。

※白浜町税務課に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局(郵便官署)の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

- ・白浜町税務課にメールで提出する。(申告用メールアドレス:kazei@town.shirahama.lg.jp)
- ・eLTAXで申告(電子申告)する。

イ 注意点

- ・申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。
- ・申告書は、宿泊施設ごとに作成してください。

- ・申告納入期限の特例が適用されている場合は、宿泊月ごとに申告書を作成し、3か月ごとに提出してください。

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限までに「宿泊税納入書」(記入例35ページ)により白浜町に納入してください。

納入は、白浜町指定金融機関、白浜町役場税務課、日置川事務所及びeLTAXの共通納税システムで行ってください。

※ 「宿泊税納入書」は、毎年2月に1年分をまとめてお送りします。

※ 「宿泊税納入書」が不足する場合、白浜町税務課に連絡してください。郵送します。

【納入場所】

紀陽銀行、和歌山県農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局
白浜町役場内の指定金融機関派出所、白浜町税務課、日置川事務所

ア 注意点

- ・申告納入期限の特例が適用されている場合は、宿泊月ごとに納入書を作成し、3か月ごとに納入してください。
- ・納入書は、宿泊施設ごとに作成してください。
- ・コンビニエンスストアでの納入及びスマホアプリを利用した電子決済サービスは対応できません。
- ・指定の納入書を用いて上記の納入場所で納入していただく場合は、振込手数料はかかりません。

2 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

実際に宿泊者から税を受け取っていないとしても、課税対象となる宿泊があれば、特別徴収義務者には宿泊税を申告納入する義務があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

納入義務の免除の申請に当たっては、その理由を証明する書類が必要となります。

詳細については、白浜町税務課にお問合せください。

『納税義務の免除となる例』

- ・宿泊者や旅行者が破産、整理等の法的手続に入り、支払不能となったため、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の支払ができなくなった場合

(2) 還付

納入義務を免除した場合において、すでに宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に町税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当することがあります。

3 更正の請求

(1) 更正の請求とは

特別徴収義務者の方が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求を行うことができます。

なお、更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。

(申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その特例納入期限から5年以内)

(2) 請求の手続き

更正の請求は「宿泊税更正請求書」に理由を明記の上、白浜町税務課に提出してください。更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を見せていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

国外に居住する特別徴収義務者で、白浜町内に住所、居所、事務所及び事業所(以下「住所等」という。)を有していない場合、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、町内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告する必要があります。

(1) 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合や納税管理人の変更、申告事項の異動等の場合は、納税管理人を定める又は変更が生じた日から10日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められる場合は、「宿泊税納税管理人選任免除認定申請書」により申請し、認定を受けてください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人(申告・承認申請)書
②	(法人の場合) 履歴事項全部証明書(写) (個人の場合) 住民票(写)又はマイナンバーカード(写)等

※ 宿泊税の徴収に支障がない場合

①	宿泊税納税管理人選任免除認定申請書
---	-------------------

(2) 納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項等の異動の場合は、その異動が生じた日から10日以内に、その旨を申告してください。

【提出書類】

①	宿泊税納税管理人(申告・承認申請)書
②	新たな納税管理人の住民票等の変更が確認できる書類(写)

2 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、白浜町宿泊税条例の規定により特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方法によって行う電子取引をした場合には、原則として、その電磁的記録(電子データ)をそれぞれの保存期間内で保存する必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

(1) 帳簿とは

宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。

上記の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿等に代えていただいて構いません。(例:総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等)

保存期間は、納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から**5年間**です。

(2) 書類とは

宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているものをいいます。

保存期間は、宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3か月を経過した日から**2年間**です。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うため、白浜町の担当職員が申告指導や宿泊施設の現地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のため御協力をお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは、申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。

調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、「宿泊税(更正・決定)通知書」により、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき **【更正による不足税額の10%】**

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 期限後に納入申告書の提出があったとき **【申告税額の15%】**

- ② 納入申告書の提出がないために決定があったとき **【決定税額の15%】**
 - ③ ①、②の場合について、更正があったとき **【更正による不足税額の15%】**
 - ④ ①が、決定であることを予知せずに行われたものであるとき **【申告税額の5%】**
- ※ ①～③の場合で納入すべき税額のうち、50万円を超える部分について、さらに5%が加算されます。
- ※ ④の場合において、その期限後申告書が、本来の期限から1か月以内に提出されていることなどの一定の要件を満たす場合、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき

- ① 過少申告加算金に関するもの **【過少申告加算金10%に代えて35%】**
 - ② 不申告加算金に関するもの **【不申告加算金15%に代えて40%】**
- ※ 短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠蔽に基づく申告書の提出等を行った場合、加算金の割合に10%が加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

【延滞金の計算方法】

ア 納期限の翌日から1か月を経過する日まで税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合(※)が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+1%となります。(年7.3%を上限とします。)

※延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

イ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額となります。

ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は延滞金特例基準割合+7.3%となります。

※延滞金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- ・延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その税額の金額が2,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。
- ・算出された延滞金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てます。また、その延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金がかかりません。

7 不服申立て

課税の決定や滞納処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる宿泊税に係る主な処分は次のとおりです。

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定・解除
- 納入義務免除(還付)の決定
- 申告納入期限の特例適用者の不承認・取消等

(2) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書を、白浜町長あてで税務課に提出してください。

第6章 その他

1 領収書等への表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。

税の名称表示は、白浜町で定めた表記で統一してください。

日本語表記『**宿泊税**』

英語表記『**Accommodation Tax**』

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

《合計の内訳に宿泊税額を計上する場合》

領 収 書		
〇年〇月〇〇日		
〇〇 〇〇 様		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	入湯税	150 円
	宿泊税	300 円
	合 計	11,450 円
収入 印紙	和歌山県西牟婁郡白浜町〇〇番地 〇〇〇ホテル	

《客室料金に宿泊税額を含める場合》

領 収 書		
〇年〇月〇〇日		
〇〇 〇〇 様		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,450 円
		円
		円
		円
	合 計	11,450 円
収入 印紙	和歌山県西牟婁郡白浜町〇〇番地 〇〇〇ホテル	

2 電子申告

宿泊税納入申告書の提出については、eLTAXによる申告(電子申告)の利用も可能です。

宿泊税電子申告の利用を希望される場合は、利用届出(新規)を実施し、利用者IDを取得する必要があります。詳細については、eLTAX(地方税ポータルシステム)のホームページをご確認ください。(https://www.eltax.lta.go.jp)

※宿泊税に係る電子申告(eLTAX)は、令和9年3月1日以降に利用可能となる予定です。

3 特別徴収交付金

(1) 目的

宿泊税の特別徴収の方法による事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、特別徴収義務者に対し特別徴収交付金(以下:「交付金」という。)を交付します。

(2) 交付対象者

交付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、交付金の交付を受けようとする年度の前年度の4月1日から3月31日まで(以下「算定対象期間」という。)に宿泊税を申告納入した特別徴収義務者となります。

(3) 交付金の額

算定対象期間に申告納入した宿泊税(本税)の合計額に2.5%(導入から3年間は0.5%加算)を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を交付金の額とします。

ただし、計算後の交付金の額が1,000円未満であるときは、1,000円を上限に申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

また、申告納入した宿泊税の合計額が1,000円未満であるときは、申告納入した宿泊税の合計額と同額とします。

算定対象期間において、過誤納金の還付、充当又は修正申告等により税額更正したときは、特別徴収義務者が算定対象期間に申告納入した宿泊税額にこれらに係る額を加算し、又は控除します。

(例1) 前年度の4月1日から3月末日までに申告納入した宿泊税額の合計が、
100,000円であった場合

⇒ 交付金の額=宿泊税額の合計×3/100

3,000円=100,000円×3/100

(例2) 前年度の4月1日から3月末日までに申告納入した宿泊税額の合計が、
15,000円であった場合

⇒ 計算後の交付金の額=宿泊税額の合計×3/100

1,000円≒15,000円×3/100=450円

計算後の交付金の1,000円未満の額を切り上げ、交付金の額は1,000円とします。

(4) 交付の申請

交付金の交付を受けようとする交付対象者は、「白浜町宿泊税特別徴収交付金交付申請書(実績報告書)兼請求書」を、交付金の交付を受けようとする年度の6月末までに白浜町税務課に提出してください(郵送による提出も可能です)。

(5) 交付金の交付

提出していただいた書類を審査し、交付の決定をしたときは、交付対象者にご指定いただいた口座への振込により交付金を交付します。

交付要件、交付金額、手続き方法等の詳細については、要綱が確定次第、白浜町のホームページ等でお知らせします。

4 申告書等の記入方法

(1) 宿泊税特別徴収義務者申告書

様式第2号（第6条関係） 1

令和〇年 〇月 〇〇日

(宛先) 白浜町長

2

申	住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地
告	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎
者	個人番号（法人番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

宿泊税特別徴収義務者申告書

白浜町宿泊税条例第8条第1項の規定により、次のとおり申告します。

3	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地		
	ふ り が な 名 称	なんきしらはまほてる 南紀白浜ホテル		
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
	施 設 の 概 要	延床面積〇〇〇㎡	客室数〇〇〇室	収容人数〇〇〇人
	営 業 開 始（ 予 定 ） 日	令和〇年 〇〇月 〇〇日		
4	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地		
	氏 名	株式会社 シラハマ観光		
	営 業 種 別	ホテル ・ 旅館 ・ 簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業		
	許 可 番 号（ 届 出 番 号 ）	〇〇-〇〇〇〇		
5	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地		
	ふ り が な 名 称	しらはまかんこう 株式会社 シラハマ観光		
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
6	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地		
	ふ り が な 氏 名（ 名 称 ）	しらはまかんこう けいりぶけいりか 株式会社 シラハマ観光 経理部経理課		
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
備 考				

1. 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

2. 「申告者」欄

- 特別徴収義務者となる宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。
- 個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、法人番号が不明な場合は、「国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)」で確認ください。
- 実質的経営者である旨の申立をする場合は、申立者が記入してください。

3. 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の住所又は所在地、氏名又は名称(営業許可を受けている名称)及び代表者氏名を記入してください。
- 「施設の概要」欄には、延床面積、客室数、収容人数を記入してください。
- 「営業開始(予定)日」欄には、施設の営業を開始した(開始する)年月日を記入してください。

4. 「営業許可等」欄

- 宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。
- 「営業種別」欄には、許可や届出をした種別を○で囲んでください。
- 「許可番号(届出番号)」欄には、旅館業法の場合は、営業許可証に記載されている番号を記入してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号を記入してください。

5. 「施設所有者」欄

- 施設の建物登記事項証明書に記載されている所有者の住所又は所在地、連絡先、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。
- 施設の所有者が2名以上の場合は、任意様式により全員分を記入した別紙を添付してください。

6. 「書類送付先」欄

- 白浜町税務課から関係書類(納入申告書等)を送付する際、「申告者」欄の住所・氏名とは異なる宛先への送付を希望する場合に記入してください。記入の際は担当部署名まで記入してください。また、直通電話番号があれば記入してください。

(2) 実質的経営者である旨の申立書(参考様式)

1 令和〇年 〇月 〇日

白浜町長 様

2

申 立 者	住所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地
	氏名又は名称 及び代表者氏名	株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜 太郎
	個人番号（法人番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

実質的経営者である旨の申立書

私は、下記施設の実質的経営者であることを申し立てます。

3	住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 白浜町〇〇 〇〇番地 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	ふりがな	ぜいむ いちろう
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	税務 一郎
	営 業 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業
	旅館業又は認定事業 における許可等番号□	和歌山県指令第〇〇〇〇号
4	所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 白浜町〇〇 〇〇番地 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	ふりがな	なんきしらはまほてる
	名 称	南紀白浜ホテル
	実質的経営者による 経営開始（予定）年月日	令和〇年 〇月 〇日

注 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに申立書を提出してください。

注 2 許認可者等の実質的経営者との間で確認した契約書の写し（又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し）を添付してください。

注 3 許認可者と実質的経営者との間で締結した契約書の写し（又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書類の写し）を添付してください。

1. 「提出年月日」欄

- 申立書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

2. 「申立者」欄

- 申立者(実質的経営者)の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

3. 「宿泊施設の営業許可等」欄

- 宿泊施設の営業許可を受けた方や住宅宿泊事業法の届出をした方の住所又は所在地、電話番号、氏名又は名称を記載してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。
- 「営業種別」欄には、宿泊施設の該当する種別に☑を記載してください。
- 「旅館業又は認定事業における許可等番号」欄については、旅館業法の営業許可証に記載されている許可番号を記載してください。住宅宿泊事業法の届出施設の場合は、届出が受理された際に発行される届出番号を記載してください。

4. 「施設」欄

- 施設の所在地、電話番号、名称を記載してください。
- 申立者(実質的経営者)による経営開始(予定)年月日を記載してください。

(3) 宿泊税特別徴収義務者異動申告書

様式第4号（第6条関係）

1
令和〇年 〇月 〇〇日

(宛先) 白浜町長

2	申 告 者	住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	株式会社 シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎	
	個人番号（法人番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

宿泊税特別徴収義務者異動申告書

白浜町宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり申告します。

3 宿 泊 施 設	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地
	ふ り が な 名 称	なんきしらはまほてる 南紀白浜ホテル
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
変 更 年 月 日	4 令和〇年 〇月 〇日	
変 更 項 目	特別徴収義務者・施設・営業許可等・施設所有者・書類送付先 その他（ ）	
5 変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
	6 施設名称 南紀白浜ホテル	なんきしらはまいたーなしよなる ほてる 南紀白浜インターナショナルホテル

1. 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

2. 「申告者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。
- 個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、法人番号が不明な場合は、「国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)」で確認ください。

3. 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の住所又は所在地、名称、電話番号を記入してください。

4. 「変更年月日」欄

- 変更の生じた年月日を記入してください。

5. 「変更項目」欄

- 宿泊税特別徴収義務者申告書の各項目の中で変更のあった項目を○で囲んでください。
- 該当する項目がない場合は「その他」のカッコ内に変更内容を記入してください。

6. 「変更内容」欄

- 変更内容を具体的に記入してください。
- 名称等の変更の場合には、ふりがなも記入してください。
- 変更内容が複数ある場合には、それぞれ変更事由を書き添えてください。

(4) 宿泊施設営業(休止・再開・廃止)届出書

様式第5号(第6条関係)

1
令和〇年 〇月 〇〇日

(宛先) 白浜町長

2 申 告 者	住 所 (所在地)	白浜町〇〇 〇〇番地
	氏 名 又は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	株式会社 シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎
	個人番号(法人番号)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

宿泊施設営業(休止・再開・廃止)届出書

白浜町宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。

3 宿 泊 施 設	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地
	名 称	南紀白浜ホテル
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
申 告 区 分	4	(休止) ・ 再 開 ・ 廃 止
休 止 期 間	5	令和〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇年〇〇月〇〇日まで
再 開 又 は 廃 止 の 日	6	令和〇年 〇〇月 〇〇日
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	7	施設改修工事のため

1. 「提出年月日」欄

- 届出書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

2. 「申告者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。
- 個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、法人番号が不明な場合は、「国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)」で確認ください。

3. 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の住所又は所在地、名称、電話番号を記入してください。

4. 「申告区分」欄

- 該当する項目を○で囲んでください。

5. 「休止期間」欄

- 休止期間の年月日を記入してください。
- 休止期間を定めずに営業を休止する場合は右側の年月日を空欄としてください。
- ※ 休止届出をした場合、営業再開時にも必ず届出書を提出してください。

6. 「再開又は廃止の日」欄

- 再開又は廃止の日の年月日を記入してください。

7. 「休止又は廃止の理由」欄

- 具体的に記入してください。

(5) 宿泊税納入申告書

様式第10号（第8条関係）

1

令和〇年 〇月 〇〇日

（宛先）白浜町長

（特別徴収義務者）	指定番号	2	1001000000 00 000
住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地		
氏 名（名称）	株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎		
電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
担 当 者 名	経理部経理課 和歌山 花子		
法 人 番 号 又 は 個 人 番 号	1234567890000		

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、白浜町宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり申告します。

4	所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地
	名 称	南紀白浜ホテル
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

6

7

5	区 分		宿泊数①	税率（円） ②	税額①×②
	令和〇年 〇月分	宿泊 料金 (1人 1泊)	1万円未満	0 泊	200 円
1万円以上2万円未満			287 泊	300 円	86,100 円
2万円以上5万円未満			67 泊	500 円	33,500 円
5万円以上			24 泊	1,000 円	24,000 円
A 課税対象となる宿泊数		378 泊	納入すべ き金額	143,600 円	
B 課税免除		247 泊			
C 総宿泊数（A+B）		625 泊			

備考：納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。

1. 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)

2. 「指定番号」欄

- 特別徴収義務者指定番号を記入してください。

3. 「特別徴収義務者」欄

- 特別徴収義務者である宿泊施設の経営者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名を記入してください。法人の場合は、法人名に加え、代表者の職、氏名を併せて記入してください。

4. 「宿泊施設」欄

- 宿泊施設の所在地、名称、電話番号を記入してください。

5. 「対象年月」欄

- 対象となる宿泊年月を記入してください。
 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、該当する複数の月ごとについて記入してください。

6. 「宿泊数①」欄

- 宿泊行為月における区分ごとの宿泊数を記入し、「A 課税対象となる宿泊数」欄に合計数を記入してください。

「B 課税免除」欄には、課税免除(年齢12歳未満の宿泊、修学旅行生等の宿泊、被災者の宿泊)となる宿泊数を記入してください。

「C 総宿泊数(A+B)」には、AとBの合計額を記入してください。

7. 「税額①×②」欄

- 区分ごとの宿泊数に税率(円)を乗じた税額を記入してください。
 「納入すべき金額」欄には、合計金額を記入してください。

※ 毎年2月に1年分をまとめてお送りする「宿泊税納入申告書」には、2. 「指定番号」欄、3.

「特別徴収義務者」欄、4. 「宿泊施設」欄は、あらかじめ印字されています。

※ 納入すべき金額が0円の場合でも申告書の提出が必要です。

※ 別途「宿泊税月計表」を添付してください。

(6) 宿泊税納入書

払込取扱票 公 (振込通知書)										払込料金 加入者負担																																																																	
07 大阪		口座記号番号								金額																																																																	
		0 0 9 6 0 6 9 6 0 5 0 2								千 百 十 万 千 百 十 円 3 1 4 3 6 0 0																																																																	
加入者名 白浜町会計管理者		備考																																																																									
振込先 紀陽銀行 白浜支店 別段 4386																																																																											
1 ご依頼人		和歌山県西牟婁郡白浜町 〇〇番地の〇〇								納付額 143,600 円																																																																	
		株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎 様 (しらはまホテル)								延滞金 3 円																																																																	
		※この払込取扱票はコンビニエンスストアでは取扱いできません。								差引納付額 143,600 円																																																																	
2		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 宿泊税 令和〇年〇月分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>宿泊数</td> <td>泊</td> <td>税率(円)</td> <td>200</td> <td>円</td> <td>税額</td> <td>円</td> <td colspan="5"></td> <td>附</td> </tr> <tr> <td>287</td> <td></td> <td>300</td> <td></td> <td></td> <td>86,100</td> <td></td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>67</td> <td></td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td>33,500</td> <td></td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td></td> <td>1000</td> <td></td> <td></td> <td>24,000</td> <td></td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> </table>								〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 宿泊税 令和〇年〇月分										日		宿泊数	泊	税率(円)	200	円	税額	円						附	287		300			86,100								67		500			33,500								24		1000			24,000								印	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 宿泊税 令和〇年〇月分										日																																																																	
宿泊数	泊	税率(円)	200	円	税額	円						附																																																															
287		300			86,100																																																																						
67		500			33,500																																																																						
24		1000			24,000																																																																						
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号 大第42661号) これより下部には何も記入しないでください。																																																																											

切り取らないで
お出しください

振替払込請求書兼受領証 公 (振払依頼書)											
口座記号番号		0 0 9 6 0 6								払込料金 加入者負担	
		9 6 0 5 0 2									
加入者名		白浜町会計管理者									
金額		3 1 4 3 6 0 0								振込先	
		紀陽銀行 白浜支店 別段4386									
1 ご依頼人		宿泊税 令和〇年〇月分 株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎 (しらはまホテル) 様								通知書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
		備考									
		日 附 印									

この受領書は、大切に保管してください。

払込受領書 (金融機関・コンビニエンスストアお支払い用)	
1 ご依頼人	
宿泊税 令和〇年〇月分 和歌山県西牟婁郡白浜町 〇〇番地の〇〇 株式会社シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎 様 (しらはまホテル)	
通知書番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
金額 3 143,600 円	
受取人 白浜町会計管理者 受領印	
(ご依頼人控) 収入印紙不要 収納代行 地銀ネットワークサービス(株)	

郵便局でお支払いの場合は、差額の2枚だけをお出しください。

1. 「ご依頼人」欄 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名を記入してください。
 2. 「申告対象月 宿泊数 税額」欄 申告対象年月及び宿泊行為月における区分ごとの宿泊数と税額を記入してください。
 3. 「納付額」欄 納付すべき宿泊税額(2.の税額の合計額)を記入してください。
- ※毎年2月に1年分をまとめてお送りする「宿泊税納入書」には、2.「申告対象月 宿泊数 税額」欄 の宿泊数、3.「納付額金額欄」以外はあらかじめ印字されています。

(7) 宿泊税月計表

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 5px; background-color: #0070c0; color: white; width: 20px; text-align: center; margin-right: 5px;">1</div> <div style="text-align: center;"> <h3 style="margin: 0;">宿泊税月計表</h3> <p style="margin: 0;">令和〇年〇月分 (特別徴収義務者) 指定番号 000000000-00-000</p> </div> </div>										
宿泊施設名		<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 5px; background-color: #0070c0; color: white; width: 20px; text-align: center; margin-right: 5px;">2</div> 南紀白浜ホテル </div>								
日付	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 5px; background-color: #0070c0; color: white; width: 20px; text-align: center; margin-right: 5px;">3</div> 課税対象 </div>					<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 5px; background-color: #0070c0; color: white; width: 20px; text-align: center; margin-right: 5px;">4</div> 課税免除 </div>				総宿泊数
	200円	300円	500円	1,000円	計	12歳未満	修学旅行	その他	計	
1		4			4	1			1	5
2		3			3	1			1	4
3		7	6		13	2			2	15
4		8	9		17	3	35		38	55
5		12			12	3			3	15
6		6			6				0	6
7		13	5		18	5			5	23
8		9	8		17	5			5	22
9		15	4		19	6			6	25
10		18			18	7			7	25
11		9			9	2			2	11
12		13	4		17	4			4	21
13		10	3		13	3			3	16
14		2			2					2
15		6			6	2			2	8
16		3	2	4	9					9
17		5	3	4	12	4	100		104	116
18		10	1	4	15	5			5	20
19		10			10	2	30		32	42
20		6			6	1			1	7
21		15	1		16					16
22		8	4		12					12
23		7	6	4	17					17
24		5			5	1			1	6
25		12		8	20					20
26		15	7		22	8			8	30
27		9	2		11	6			6	17
28		10	2		12	4			4	16
29		14			14	2			2	16
30		16			16	5			5	21
31		7			7					7
計	0	287	67	24	378	82	165	0	247	625

1. 「宿泊年月」欄

- 申告対象年月を記入してください。

2. 「宿泊施設名」欄

- 宿泊施設名を記入してください。

3. 「宿泊数(泊)課税対象」欄

- 宿泊税の課税対象となる宿泊数を記入してください。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「A 課税対象となる宿泊数①」の欄(33ページ参照)と一致させてください。

4. 「宿泊数(泊)課税免除」欄

- 宿泊税の課税免除となる宿泊数を記入してください。なお、この合計欄は、宿泊税納入申告書の「B 課税免除宿泊数①」の欄(33ページ参照)と一致させてください。

※宿泊税月計表は記載事項が同様のものであれば、任意の様式でも可能です。

(8) 宿泊税納入期限等特例承認申請書

様式第12号（第9条関係）

1

令和〇年 〇月 〇〇日

(宛先) 白浜町長

2	申 請 者	住 所（所在地）	白浜町〇〇 〇〇番地
	氏 名又は名 称 及び代表者氏名	株式会社 シラハマ観光 代表取締役 白浜太郎	
	個人番号（法人番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
	電 話 番 号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

宿泊税納入期限等特例承認申請書

白浜町宿泊条例施行規則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

3	宿泊施設	指 定 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
		所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地
		名 称	南紀白浜ホテル
4	特別徴収義務者申告書提出日	令和〇年〇〇月〇〇日	
5	申請月の12月前の日の属する 月から申請日の前月までの宿泊 税の納入すべき金額	1, 000, 000 円	
6	白浜町宿泊条例第10条第3 項の規定による承認の取消しの 有無	有（ 年 月 日取消し）・ 無	
7	宿泊税に係る過少申告加算金、 不申告加算金又は重加算金の決 定の有無	有（ 年 月 日決 定）・ 無	
8	町税に係る徴収金の滞納の有無	有 ・ 無	
9	宿泊税の徴収の確保に支障を及 ぼす財産の状況その他の事情の 有無	有 ・ 無	

1. 「提出年月日」欄

- 申請書の提出年月日(郵送の場合は、発送日)を記入してください。

2. 「申請者」欄

- 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、連絡先を記入してください。
- 個人の場合は、12桁のマイナンバー(個人番号)、法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。なお、法人番号が不明な場合は、「国税庁法人番号公表サイト(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)」で確認ください。

3. 「宿泊施設」欄

- 承認を受けようとする宿泊施設の指定番号、住所又は所在地、名称を記入してください。
- 申請書は、宿泊施設ごとに作成していただきます。複数の施設を経営している方は、特例の適用を受けようとするその施設の数だけ申請書の作成をお願いします。

4. 「特別徴収義務者申告書提出日」欄

- 白浜町に特別徴収義務者申告書を提出した年月日を記入してください。

5. 「申請日の12月前の日の属する月から申請日の前月までの宿泊数」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、宿泊税の合計額を記入してください。
- 上記の宿泊額が120万円を超える場合は、特例の承認を受けることはできません。

6. 「白浜町宿泊税条例第10条第3項による承認の取消しの有無」欄

- 過去に申告納入期限の特例の適用の取消しを受けている場合は、「有」に○を付け、取消年月日を記入してください。過去に適用の取消しを受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
- 取消しの日から1年を経過していない場合は、特例の承認を受けることはできません。

7. 「宿泊税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定の有無」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けた場合は、「有」に○を付け、決定年月日を記入してください。受けていない場合は、「無」に○を付けてください。
- この期間に加算金額等の決定を受けている場合は、特例の承認を受けることはできません。

8. 「町税に係る徴収金の滞納の有無」欄

- この申請書を提出する日の属する月の前12か月間において、町税(宿泊税に限りません)の滞納がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。

この期間に町税の滞納があった場合は、特例の承認を受けることはできません。

9. 「宿泊税の徴収の確保に支障を及ぼす財産の状況その他の事情」欄

特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がある場合は「有」に、ない場合は「無」に○を付けてください。

(9) 修学旅行等であることの証明書

(様式)	
修学旅行等であることの証明書	
宿 泊 日	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 (〇) 泊
学 校 行 事 の 概 要	<input checked="" type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他行事 ()
宿 泊 施 設 (鉱 泉 浴 場) の 名 称	南紀白浜ホテル
宿 泊 施 設 (鉱 泉 浴 場) の 所 在 地	白浜町〇〇 〇〇番地
課 税 免 除 対 象 の 宿 泊 人 数 (※ 1)	〇〇人
課 税 免 除 対 象 外 の 宿 泊 人 数 (※ 2)	
備 考	

※1 当該学校が主催する修学旅行又は幼稚園教育要領、学習指導要領もしくは高等専門学校設置基準に基づく学校行事(以下「修学旅行等」という。)に参加する児童、生徒又は学生(以下「生徒等」という。)並びに引率者の人数を記載してください。
引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマン等は該当しません。

※2 修学旅行等に参加している生徒等及び引率者以外で修学旅行等に随行する方(旅行業者の添乗員やカメラマン等)の人数を記載してください。

上記に記載のとおり修学旅行又はその他の学校行事により宿泊することを証明します。

令和〇年 〇月〇〇日

学校の所在地
和歌山県西牟婁郡白浜町〇〇番地

学校の名称
白浜町立税務中学校

学校長の氏名
税務 一郎

学校の電話番号
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※ 宿泊税及び入湯税の課税免除を受けようとする場合は、宿泊時に本証明書を宿泊施設(鉱泉浴場)へ提出してください。
※ 但し、修学旅行の高等学校生徒の入湯税の税率は、1人1日について75円とする。

5 申請書等の提出先・お問合せ先

白浜町税務課課税係

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

TEL 0739-43-6584

FAX 0739-43-5353

メールアドレス kazei@town.shirahama.lg.jp

ホームページ <https://www.town.shirahama.wakayama.jp/>